

## 令和4年度SNS活用プロモーション業務基本仕様書

### 1 業務名

令和4年度SNS活用プロモーション業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 3 目的

SNSを活用して、広島観光スポットや歴史、豊かな食文化などの魅力を広く発信することにより、観光地としての魅力を向上させるとともに、本市への誘客と滞在時間の延長を図る。

### 4 主な業務内容

- (1) SNS漫画の制作及び投稿
- (2) ランディングページ（以下、「LP」という。）の制作
- (3) 本市SNSアカウントの運用
  - ア 本市SNSアカウントの記事投稿
  - イ SNSを活用したキャンペーンの実施
  - ウ SNS広告の実施

### 5 委託業務の内容等

- (1) ターゲット
  - 首都圏等の20～39歳の女性（ファミリー層を含む。）
- (2) SNS漫画制作
  - 広島魅力を伝え、広島訪問の動機付けに繋がるSNS漫画を制作する。
    - ア 内容は次のものを含むこととし、本市と協議の上制作すること。
      - ・広島の観光スポットやイベント、グルメ、伝統芸能
      - ・本市観光施策の取組（例：広島ピースツーリズムや食の観光キャンペーンなど）
      - ・その他、ターゲットへの訴求が有効と考えられるもの
    - イ 取り上げる観光素材の対象エリアは、本市を中心とした広島広域都市圏内とする。
    - ウ 多くの閲覧者が「共感」や「臨場感」を得られ、訴求力のあるSNS漫画を3本以上制作すること。
    - エ SNS漫画の制作者は1人以上採用し、制作者のSNSアカウントのフォロワーが10万人以上であること。
    - オ フォロワーがターゲットに合致していること。
    - カ 制作者の制作物が「旅行」や「観光」と親和性があるもの。
    - キ 制作者の採用については、本市と協議の上決定すること。
    - ク SNS漫画等の制作に当たっては本市と協議の上進めること。
  - (3) SNS漫画の投稿
    - ア SNS漫画の投稿及びインプレッション数の増加
      - (ア) 制作したSNS漫画を制作者自身のSNSアカウントで投稿すること。
      - (イ) SNS漫画の認知度向上のため、1投稿当たり30万インプレッションを目指すこと。広告等を実施するに当たり、ターゲットの属性や配信時期等は本市と協議の上決定すること。

- (ウ) インターネット広告など、投稿のインプレッション数増加に効果的な取組を実施すること。  
取組内容は本市と協議の上決定する。

イ 他媒体への誘導

SNS漫画の投稿で、別途制作するLPへの誘導を行うこと。

(4) LP制作

ア 制作したSNS漫画や広島の魅力をもとめたLPを制作すること。LPを掲載するサイトやドメインは、本市と協議の上決定すること。

イ 制作したLPから宿泊予約サイト等へ宿泊予約の誘導を行うこと。

ウ LPは、制作後、令和5年3月31日まで掲載すること。

(5) 本市SNSアカウントの運用

本市SNSアカウントを通して、広島の魅力的な観光情報を発信するとともに、本市SNSアカウントのフォロワー数の増加を図るため、記事投稿やSNSを活用したキャンペーン等を実施する。フォロワー数は、委託期間終了時点で、12,000人以上を目標とすること。

当業務で運用する本市SNSアカウントは下表のとおり。

①名称	【広島から旅をつくろう！】ひろたび
②アカウント名	explore.hiroshima (Instagram)
③フォロワー数	約7,600人(公示日時点)
④運営主体	広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当

ア 本市SNSアカウントの記事投稿

(ア) 本市SNSアカウントに投稿する観光素材の選定、写真や動画の撮影・編集、記事作成、記事の投稿などを行うこと。

(イ) 投稿する観光素材は、広島広域都市圏内の観光名所や注目を集めているもの、新しいもの、知名度は低い但魅力的なものなど、本市への観光の目的となりうる素材を選定すること。

(ウ) 体験の様子など、動的な素材については、積極的に動画を撮影し、投稿に活用すること。

(エ) 撮影には、適宜、モデルを起用して、人物入りの写真・動画を撮影し、投稿に活用すること。

(オ) 原則として、週2回以上記事投稿(フィード投稿)を行うこと。

(カ) 閲覧者の目を引く投稿内容(写真・動画、文章など)を作成し、投稿予定日時とともに、投稿前に発注者の確認を受けること。

(キ) 投稿する施設などの情報は、取材等に基づき、正確に掲載すること。

(ク) 閲覧数を増加させるための効果的なハッシュタグを10個程度作成すること。そのうち、「#じゃけえ広島に恋しとる」は固定とする。

(ケ) 投稿に使用する写真及び動画は、原則、新規撮影とする。ただし、撮影困難な素材を活用する必要がある場合等は、発注者と協議の上、既存の写真等を使用することができる。

(コ) 写真や動画、BGM等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用し、許諾が必要な場合、手続等は受託者が行うこととする。

イ SNSを活用したキャンペーンの実施

(ア) 広島の魅力を広く発信するための効果的なキャンペーンを、本市のSNSアカウントを活用して実施すること。(プレゼントキャンペーンやフォトコンテストキャンペーン等)

(イ) キャンペーンは、本市SNSアカウントのフォロワー数増加につながる内容とすること。

(ウ) キャンペーンは、実施するSNSの規約や運用規則を順守して実施すること。

(エ) キャンペーンの詳細については、本市と協議の上決定すること。

ウ SNS広告の実施

(ア) 広島の魅力を拡散するSNS広告を実施すること。ターゲットの属性や実施期間、広告の誘

導先については、本市と協議の上決定する。

(イ) SNS広告は、本市SNSアカウントのフォロワー数増加につながる内容とすること。

(ウ) SNS広告のインプレッション数（広告表示回数）は、30万回以上とすること。（SNS広告を複数回実施する場合、インプレッション数は合計30万回以上とする。）

(6) 効果の検証

ア 投稿したSNS漫画の閲覧状況や本市SNSアカウントの運用状況など、ターゲットへのアプローチについて、取組の効果を検証し、その結果報告及び効果向上提案等を実施すること。

イ 検証結果報告及び効果向上提案は2ヶ月に1回以上行うこと。

(7) その他効果的な取組

より効果的となる独自提案は、本市と協議の上決定すること。

## 6 成果物の著作権等

(1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本市に帰属する。ただし、本市に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に本市の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、本市は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

(2) 成果物は1次利用及び2次利用共に無償で使用できるようにすること。

## 7 業務実施状況報告書及び実績報告書

月に1回、当業務の取組状況等を記載した業務実施状況報告書を作成し、本市に提出すること。投稿したSNS漫画のインプレッション数、本市SNSアカウントのフォロワー数の推移、各投稿記事のいいね数の数値は必ず記載することとし、その他の取組は進捗状況にあわせて適切な数値等を記載すること。

また、委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、委託期間を通した取組内容やその成果、取組に基づいた分析、考察、次年度以降に効果的と考えられる提案を記載した実績報告書を作成し、本市に提出すること。

## 8 成果物

JPEG形式での納品

## 9 その他

(1) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、決定する。

(2) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で行う。